

○避雷設備の位置及び構造について

平成 4 年 4 月 1 日

笠 消 告 示 第 9 号

改正 平成 4 年 1 0 月 1 日告示第 1 6 号

笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和 5 5 年笠岡地区消防組合条例第 2 号）第 2 0 条第 1 項の規定に基づく、避雷設備の位置及び構造については、日本工業規格に適合するものとして、次のように指定する。

日本工業規格「J I S A 4 2 0 1 - 1 9 9 2（建築物等の避雷設備（避雷針）」

附 則（平成 4 年 1 0 月 1 日告示第 1 6 号）

この告示は、平成 4 年 1 0 月 1 日から施行する。